|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現 場 説 明 書  静岡県立総合病院 | | |
| 説明日時・会場 | 現場説明会は行いません。 | |
| 工事名 | 令和６年度　静岡県立総合病院　劣化改修建築工事 | |
| 工事場所 | 静岡市葵区北安東 地内 | |
| 工期 | 令和７年11月28日（金）限り | |
| 関連工事 | 令和４年度　静岡県立総合病院　非常用発電機更新工事  令和６年度　静岡県立総合病院　電気設備改修工事（仮称）  令和６年度　静岡県立総合病院　劣化改修機械設備工事  ※工期内に上記の工事が実施されているので、必要に応じ受注者間で調整すること。 | |
| 工事概要等 | 工事概要 | 本館外壁防水改修工事及び医療ガス施設の更新  (ボンベ庫の改築、タンクの増強及び配管改修等)  上記に係る工事一式 |
| 構造規模等 | 本　　館：鉄骨鉄筋コンクリート造　地上７階・地下１階建  ボンベ庫：鉄筋コンクリート造　平屋建 |
| 現場作業の  着手 | 契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員に提出後、承諾を得たのち着手すること。 | |
| 契約前の  提出書類 | 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。 | |
| 契約 | 契約書の締結は落札決定日から７日以内とする。なお、契約に必要な契約書２部  （発注者用及び受注者用）については、受注者の負担とする。 | |
| 契約後の  提出書類 | 受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれに提出すること。  １　工程表　　　　　　　（２部 10日以内）  ２　主任技術者等届出書　（２部 10日以内）  ３　請負代金内訳書　　　（２部 10日以内）  ４　工事カルテ受領書(CORINS)の写し（１部 10日以内）  ５ 建設業退職金共済制度等の掛金納入書（１部30日以内）  建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」  ６ 火災保険その他損害保険加入届出書（１部加入後直ちに）  工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期＋14日程度） | |
| 現場着手  について | 現場着手は令和６年12月以降とし、発注者と調整すること。  　契約日から現場着手までの間は、打合せ、施工図の作成及び材料発注等の期間とする。  　また、契約日から現場着手までの期間は技術者を本工事に専任で配置する必要はないが、発注者が指定する期日までには専任するものとする。 | |
| 下請関係 | 本工事は、静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「要綱」という。）を準用するものとし、受注者はその内容を遵守すること。  施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。  １　施工体制台帳（様式は要綱第２号に示すもの、又はこれに準拠するもの）  受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。  ２　再下請通知書(様式は要綱第３号に示すもの、又はこれに準拠するもの)  下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。  下請契約が数次にわたる場合には、順次上位の請負人を経由して受注者へ提出させること。  ３　施工体系図（様式は要綱第４号に示すもの、又はこれに準拠するもの）  受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。  ４　提出の方法  二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。 | |
| 工事工程  月報 | 工事工程月報は、全景を含めた施工状況写真を添付し、月末における工事の進捗状況を翌月の10日までに監督員に１部提出すること。 | |
| 支払関係 | １　前払金  (1) 前払金は当該年度の支払い限度額の10分の４以内の額（万円未満切捨て）とする。  (2) 前払金は各年度毎に分割して支払う。各年度毎における前払金の支払額は、前払金の総額に、請負代金額に対する当該年度の支払限度額の割合を乗じた額とする。  (3) 前払金を受けようとするときは、各年度末（最終年度は工事完成期日に２週間を加算した期日）を保障期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。  ２　中間前払金  (1) 中間前払金は前払金に追加して、当該年度の支払い限度額の10分の２以内の額（万円未満切捨て）とする。  (2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。  (3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の２分の１以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。  ３　部分払  (1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の９以内の額（万円未満切捨て）とする。前払金及び中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率に達したときに限る。なお、２回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は入札公告に記載のとおり。  　　計算方法  　　　部分払金の額＝Ａ－Ｂ  　Ａ＝出来形金額×９／１０…万円未満切り捨て  　Ｂ＝出来形金額×（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額…万円未満切り上げ  　(2) 部分払いを求める場合は、予め出来形確認請求書及び細目毎の出来高数量を記載した出来高数量書（任意様式）を発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  ４　完成払  　(1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。  　(2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。  ５　支払の時期  (1) 前　払　金　　　　　請求書受理後14日以内  (2) 中間前払金　　　　　請求書受理後14日以内  (3) 部　分　払　　　　　請求書受理後14日以内  (4) 完　成　払　　　　　請求書受理後40日以内  ６　年度毎の支払い限度額  　令和６年度の支払い限度額は、9,000,000円とする。 | |
| 変更契約 | １　変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し締結する。  また、軽微な変更事項は、工事完了までに、まとめて変更契約を行うこととする。  ２　受注者は、設計変更事項について、その都度、変更内容を整理すること。  ３　提出書類  変更契約に必要な変更契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 完成時の  提出書類 | ・完成届（２部）  ・完成写真（支払用　サービス版１部） | |
| 引渡し時の  提出書類等 | 原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。  ・引渡書  ・工事関係書類（１式）  ・工事写真帳  ・完成写真  ・施工図（Ａ３サイズ図面、二つ折製本とする。）  ・保証書及び同写し（１部）  ・各種検査合格証（１部）  ・各種試験成績表（１部）  ・その他説明書（２部）  ・予備品（１式）  ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの  ・ＤＶＤ－Ｒ（上記データを保存したもの。） | |
| 契約不適合  責任期間 | ・設備機器本体等　　　引き渡し後１年間  ・その他の工事目的物　引き渡し後２年間  ※　設備機器本体等とは、電気、機械設備、昇降機工事等で設置された機器・材料をいう。  ※　その他の工事目的物とは、電気、機械設備、昇降機工事等以外の営繕工事で設置された建築物・工作物をいう。  ※　建築工事に包含される電気、機械設備、昇降機工事等の契約不適合責任期間は、引き渡し後1 年間。 | |
| 材料及び製  造所等の報  告を求めるもの | (1)外壁防水材料、(2)既製杭、(3)杭頭補強筋、(4)鉄筋材料、(5)生コンクリート、  (6)アンカーボルト、(7)屋根材料、(8)左官材料、(9)建具、(10)フェンス、  (11)液化酸素タンク、(12)液化酸素ガス配管改修に伴う材料一式、  (13)その他監督員が指示するもの | |
| 特に注意す  る安全対策 | ・診療業務を継続しながらの工事施工となるため、監督員及び委託監督員（以下「監督員等」という。）と十分に協議を行い、施工計画を立てること。  ・工事車両の出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障  とならないよう配慮し、安全対策に万全を期すこと。また、敷地内通路や周辺道路等を汚損  することがないようにすること。  ・病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度30km/h以下を遵守するこ  と。また、重量車両については、これに係わらず20km/h以下で運転し、周辺住宅への振動防  止に努めること。  ・交通誘導警備員を必要に応じ建物内外を問わず適切に配置し、病院職員及び患者の安全対策を徹底すること。  ・関連工事等の受注者との調整を密に行い、工事及び品質に支障が生じないようにすること。  ・工事による振動、騒音、粉塵、臭気の発生の抑制に努めること。  また、工事において医療業務に支障のある振動、騒音、粉塵、臭気等を発生させる工程が  ある場合は、監督員等と事前協議を行い、施工の２週間前までに、当該工事説明資料を添付し「騒音・振動等作業申請書」を発注者に２部提出すること。  ・作業時間は原則として、午前８時30分から午後５時までとし厳守すること。  なお、工事内容、工程等の理由から、これにより難しい場合は、発注者と協議し了解を得  ること。  ・本工事において発生する産業廃棄物については、分別収集、リサイクル、再利用、再使用、  工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。  ・各種法令を遵守すること。  ・資材等の保管には、十分注意すること。  ・作業員の喫煙は、現場事務所内の喫煙室にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路  での喫煙は不可とする。  ・現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶等の投げ捨てや放置は厳に  慎むこと。  ・本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。  ・改修等工事の着手にあたり、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき関係機関に報告が必要である。  今回の工事において解体・撤去となるボンベ庫の仕上材（塗膜等）、各種ボード等については、有害物質（石綿、鉛等）調査を実施し、上記報告に反映するほか、関係法令に則り適切な処理を行うこと。  ・工事資材の搬入等に伴い、建物内を通過する場合は診療時間外とし、施設を汚損することの無いよう十分に養生すること。  ・液酸タンク改築に伴い伐根・伐採となる樹木（高木）については、供養をする等撤去にあたり配慮すること。  ・ボンベ庫の建具は原設計においては、本締錠となっているが、施工図の作成に先立ち再度ガス供給会社と協議し、鍵の仕様について整理すること。  ・液酸タンクの設置については、法令等により事前手続きが必要であるため、そのスケジュールを見込んで計画をたてること。 | |
| その他の  事項 | １　監督員等事務所　　不要  ２　受注者の現場事務所は、病院敷地南側隣接敷地を想定している。  　※　現在施工中である、令和４年度 静岡県立総合病院本館非常用発電機更新工事の受注者と協議すること。  ３　受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。  ４　工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。  ５　本工事に含まれている杭工事については、液酸タンクの荷重等により変更となる可能性があるので、杭材料の発注時期については、監督員等と協議すること。  ６　官公庁申請資料等については、適切に作成するほか、提出に先立ち、監督員等の確認を受けること。  ７　工事の時期及び方法等について総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適切に行うこと。  ８　上記のほか円滑な病院運営等のため、受注者は、発注者からの軽微な要望等について協力すること。 | |